

○自動車の登録に関する特例措置

令和 8 年熊本地震による被害状況に鑑み、自動車登録関係事務手続については、**次のような特例措置を講じています。**

(1) 自動車登録申請に係る書類の有効期間の延長

(令和8年国土交通省告示第1317号及び通達「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて(令和8年8月7日付国自情第92号による))

【対象者】

①～③については、令和8年熊本地震に際し、災害救助法が適用された地域（※）に住所を有する方及び当該地域内に使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者及び使用者の方

対象書類	作成日・有効期間	延長後有効期限
①印鑑登録証明書	本災害発生日前3月以内(<u>4月28日～7月28日</u>)に作成されたもの 本災害発生日前40日以内(<u>6月18日～7月28日</u>)に作成されたもの <u>令和8年8月7日～令和9年1月26日</u> までの間に有効期間が満了するもの (対象地域:熊本運輸支局管内)	令和9年1月27日まで有効
②住所を証する書面 (住民票等)		
③自動車保管場所証明書		
④希望番号予約済証		

（２）抹消登録手続き（今回の地震により滅失し又は使用不能となった自動車の登録を抹消する際の手続）

このような場合・・・	特例措置
・原因を証する書面（罹災証明書、被災証明書）の入手が困難である。 ・自動車が滅失したことをどのように証明すればよいかわからない。	被災した旨の、申請者の申立書があれば、公的な証明書は不要です。（申立書の様式は窓口に用意しています）
・車のナンバー、車台番号を正確に覚えていない。	納税証明書等により<u>車のナンバーや車台番号のいずれかがわかり</u>、車両を特定できれば抹消登録申請ができます。 ※ナンバーが部分的にしかわからないなどの際は、別途ご相談ください。

※令和８年熊本地震に際し、災害救助法が適用された地域（※）以外において登録されている自動車に係る申請については、本災害発生時に当該地域内に所在していたことがわかる説明を申請書類に記載いただければ、特例措置を適用することができます。

※自動車重量税の還付について

被災者生活再建支援法が適用される区域において被災した自動車の対象となります。詳しくは国税庁へお問い合わせください。

※令和 8 年熊本地震に係る災害救助法適用地域は以下の通り（令和 8 年 8 月 7 日時点）

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

(対象地域は変更される可能性があるので、内閣府HP 防災情報のページでご確認ください。)

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

◎自動車登録手続きの詳細については、以下の連絡先におたずねください。

国土交通省物流・自動車局自動車情報課

Tel 03(5253)8587

自動車登録手続きヘルプデスク内 被災自動車登録手続き相談窓口

Tel 050(5540)2056